

栃木県の現状 (犬)

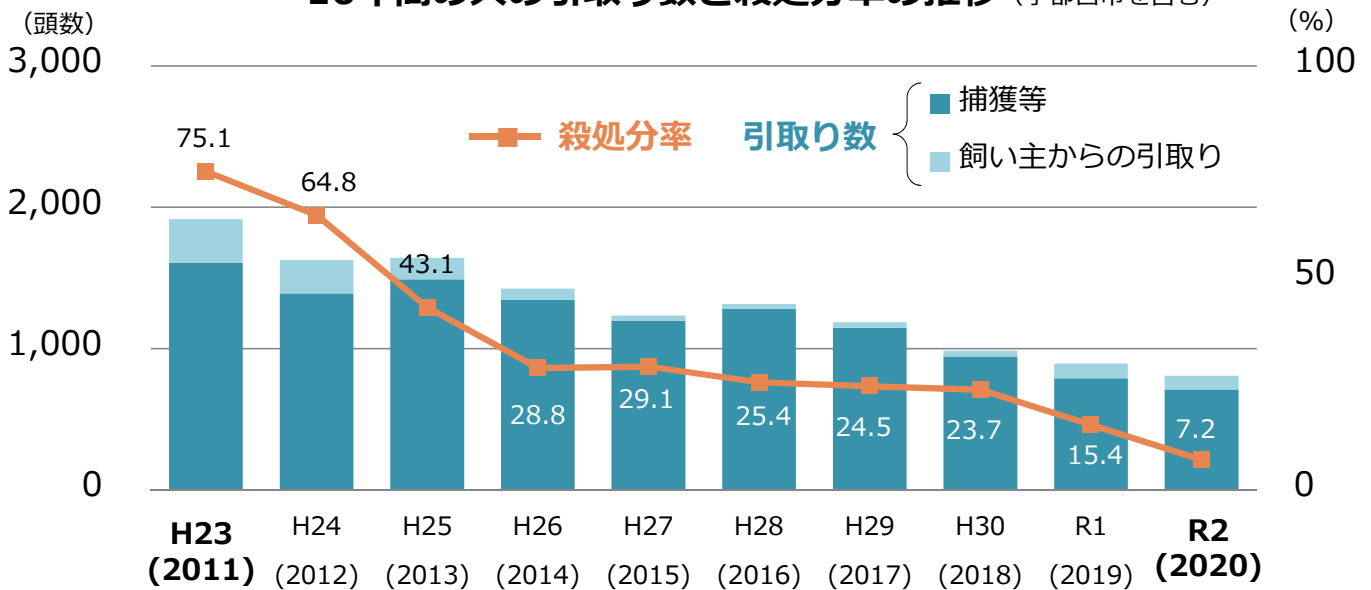
犬の引取り数・殺処分数は減少しています

- 飼い主は、条例に基づき、常に犬をけい留[※]しておく義務があります。

※**けい留**とは…さくなどの囲いの中に収容したり、固定した物に鎖などでつなぐこと。

- けい留されていない犬は、栃木県動物愛護指導センター(宇都宮市内は宇都宮市保健所)が、引取り(捕獲含む)して収容しています。
- 引取りされた犬について、最終的に元の飼い主が判明しなかったり、新しい飼い主に譲渡されなかった犬は、**安楽殺処分**となります。

10年間の犬の引取り数と殺処分率の推移 (宇都宮市を含む)



- 引取り数が減少する一方、新たな飼い主への譲渡数が増加したことが、**殺処分数の大幅減少**につながっていると考えられます。

